



大阪湾海上交通センター

マリンタクトKOBÉ

令和5年10月1日、阪神港大阪区・堺泉北区及び神戸区の
港内交通管制業務※を大阪湾海上交通センターに統合します。
統合後の航路通報・事前通報については裏面をご覧ください。

※港内における船舶の通航が頻繁な水路や狭い水路において、信号による交通整理を行っています。



情報聴取義務(常時)

適用:令和6年2月1日～

情報聴取義務海域(常時)



大阪湾北部海域を航行する船舶に対し、大阪湾海上交通センターがVHF無線電話で提供する情報の聴取義務海域が拡大されます。

情報聴取の対象船舶

海上交通安全法適用海域では、長さ50メートル以上の船舶

港則法適用海域では、総トン数500トンを超える船舶

情報提供等

情報聴取義務海域及びその周辺海域において、大阪湾海上交通センターから船舶の安全な航行を支援するための情報提供等を行います。

情報聴取義務海域を航行する際は、VHF無線電話CH16を聴守してください。

航路通報・事前通報

令和5年10月1日から通報の受付時間が変わります (受付期間) 航路入航予定日の4日前午前8時30分から前日正午まで

- ◆海上交通安全法の規定により、巨大船等が航路を航行しようとするときは、あらかじめ、航路航行予定時刻等を海上保安庁長官（海上交通センター所長）に通報しなければなりません。
- ◆港則法の規定により、省令で定める総トン数又は長さ以上の船舶が水路を航行しようとするときは、あらかじめ、水路航行予定時刻等を港長（海上交通センター所長経由）に通報しなければなりません。

通報方法

NACCSによる通報

NACCS(<https://www.naccs.jp/>)はこれまでどおり利用できます。



NACCS

メールによる通報

適用:令和5年10月1日～

阪神港大阪区・堺泉北区及び神戸区の港内交通管制を大阪湾海上交通センターで統合運用します。メールによる通報時は航路通報・事前通報の共通様式が使用できます。

※通報先メールアドレスは大阪湾海上交通センターにお問合せ下さい。

※共有様式の
入手は
こちらから→



エクセル版



PDF版

電話等による通報

適用:令和5年10月1日～(事前通報)

航路通報

明石海峡航路

電話：078-302-7611, 078-302-7612

事前通報

神戸中央航路（神戸区）

電話：078-302-7615

南港水路（大阪区）

電話：078-302-7613

堺水路・浜寺水路（堺泉北区）

電話：078-302-7614

令和5年10月1日～

VHF無線電話による通報

適用:令和5年10月1日～

海上交通安全法及び港則法に基づく通報等で用いるVHF無線電話による呼出名称を「おおさかマーチス」に統一します。

※阪神港大阪区・堺泉北区におけるVHF無線電話による情報提供等は、令和5年9月30日までは引き続き呼出名称「おおさかハーバーレーダー」で行います。

大阪湾海上交通センターで使用する
VHF無線電話のCH

16CH：呼出及び応答

13CH：呼出及び通信

14CH及び66CH：通信

※海上交通安全法の航路通報に併せて港則法の事前通報を行う場合は、港内の係留施設名及び管制水路入航予定時刻を追加する又は上記のメールによる通報時の共通様式を使用して下さい。

※書面による通報の場合は、大阪湾海上交通センターに持参又は郵便等により提出して下さい。
大阪湾海上交通センター 〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町7-2-22

第五管区海上保安本部交通部

大阪湾海上交通センター(マリンタクトKOBE)

TEL 078-391-6551 (代表) TEL 078-381-9118



令和5年7月作成